

会 議 録

会議の名称	令和7年度 第2回小川町都市計画審議会
開催日時	令和8年 3月25日(水) 午前 10時30分 ~ 午前 11時30分 午後 午後
開催場所	小川町立図書館2階 視聴覚ホール
出席者	小川町 都市政策課：課長 島田真也 主席主査 門倉真一 主幹 武川 悟 渡邊智哉 岡本太一 小川町都市計画審議会 1号委員：松岡良治 角谷尚子 畠田勝明 神部つね子 正能和夫 江原隆二 2号委員：高瀬勉 笠原規弘 五十嵐康博 鈴木秀尚 田端良成
会議の内容	諮問事項 (1) 小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて
会議資料	資料1：策定経過について 資料2：第1回都市計画審議会の意見と対応方針について 資料3：小川町都市計画マスタープラン(案)に係るパブリックコメント(結果) 資料4：小川町都市計画マスタープラン(最終案)
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	司会進行 【都市政策課】 課長 島田真也 説明者 【都市政策課】 主幹 武川 悟 同席者 【委託業者】 昭和株式会社 記録者 【都市政策課】 技師 渡邊智哉

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司 会（島田 都市政策課長）

1、 開 会 午前10時30分

司 会

本日の会議を開催致します。

本日の会議の成立については、委員12名のうち11名の出席をいただいているため、小川町審議会条例第6条第1項の会議開催要件を満たしていることを報告します。

2、 あいさつ

会 長

（諮問に対する審議をお願いする旨の挨拶）

3、 議 事

議 長

審議については原則公開としています。傍聴者について事務局より報告をお願いします。

司 会

開催の事前公表を行ったところ、傍聴の申し込みはありませんでした。

議 長

審議に入ります。

「諮問事項（1）小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて」事務局より説明をお願いします。

事務局

諮問事項について、配布資料をもとに説明。

議 長

事務局からの説明について、質問やご意見等がありますでしょうか。

笠原委員

資料3のP1に、「個別具体的な内容や、都市計画以外のご意見については、個別計画や施策への取組において参考とする」と記載があり、了承しました。資料2の4つ目の意見では、本計画における慰霊塔の位置付けについて言及していますが、十分な説明で回答すべきだと思います。

事務局

資料4のP64の「【①-3】八幡台グラウンド周辺の整備」において、慰霊塔を含めた整備を検討することを示しています。ご指摘の通り、対応方針の前段で本計画における慰霊塔の位置付けを記載します。

笠原委員

慰霊塔が位置している場所は、資料4のP43で示された土地利用方針図の観

光・交流ゾーンに含まれていることや、ハイキングコースに設定されていることから、整備の重要性が高いものと認識しています。

鈴木委員

資料3の5つ目の意見で、和紙学習センターの老朽化対策について、本計画ではどのように位置付けているのでしょうか。

事務局

和紙体験学習センターの老朽化については承知しており、老朽化対策を講ずるべきと考えています。所管課であるにぎわい創出課では、個別計画の策定により施設の整備・活用を行うことを検討しています。本計画では P66 の景観分野において、和紙体験学習センターをはじめとする「ランドマークとなる建造物を継承する」ことを記載しています。

鈴木委員

資料3の3つ目の意見で、「小川町太陽光発電設備の適切な設置及び管理等に関する条例」は制定から4年が経過し、その間に町の状況が変化しているため、見直す必要があるように感じます。

本町では、既に太陽光発電設備の設置が完了した場所もありますが、設置が進まず放置されている場所が多くあります。近隣住民にとっても悪影響を及ぼすことから、条例の改正によって放置された太陽光発電設備の対策を取ることは可能でしょうか。

事務局

本件については環境農林課の所管であるため、ご意見については所管課に申し送ります。

鈴木委員

国においても、状況に応じた適切な法改正を行っているため、本町においても適切な条例の改正を望みます。

資料4の P113、東小川地区の構想において「交流・文教拠点（文教施設・新駅）」の設定がありますが、実現が難しい状況にあります。自治会においても、新駅設置の意向を取り下げた経緯がありますが、町としてはどのような将来イメージを考えているのでしょうか。

事務局

本計画では小川町第6次総合振興計画との整合を図り、資料4の P116 「【③-1】新駅・文教施設等の交流拠点整備の検討」の中で新駅設置に関する記載をしています。現時点で具体的な構想はありませんが、今後調査・研究を進めます。

鈴木委員

計画書への記載内容に発展がありませんが、調査・研究を実施したことで明らかになったことはあるのでしょうか。

事務局

現段階で示す内容はありません。本計画で示す土地利用の方針に沿うように、今後の土地活用について検討します。

笠原委員

資料3の3つ目の意見について、先ほどの鈴木委員の意見は計画書や町の考え方に反映するのでしょうか。

事務局

パブリックコメント意見に対する町の考え方や、計画書の最終案の変更は行いません。

資料4のP43の土地利用方針図で、官ノ倉山周辺の旧プリムローズ跡地についてはレクリエーション用地としての活用を考えています。

議長

それでは、諮問事項（1）小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて、最終計画案に賛成される方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

「諮問事項（1）小川町都市計画マスタープランの中間見直しについて」は適当と認め、答申といたします。

以上をもって、議事を終了します。

これにて、議長の職を解かせていただきます。

4、 その他

司会

次第4、その他ですが、事務局から連絡事項がございますので、事務局よりご説明させていただきます。

事務局

お伝えしたいことが1点ございます。

都市計画マスタープランの公表についてです。

先ほど承認をいただきましたので、答申の手続きを行い、町長に申し送り後、最終計画書の公表を行います。また、パブリックコメントの意見についても、ホームページ上に公表します。

司会

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第2回小川町都市計画審議会を終了させていただきます。

これにて散会とさせていただきます。

ありがとうございました。

5、 閉会 午前11時30分